

令和7年3月18日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。
なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和7年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件 名	内 容	履行場所	履行期間
X-096	国際共同演習に係る会場設営及び撤去役務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和7年5月30日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEPS））対象案件）

3. 入札日時 令和7年4月11日（金）10：45

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有し、かつ、令和07・08・09年度競争参加資格（全省庁統一資格）においても同資格を有することが見込まれ、資格決定後、速やかに資格審査結果通知書を提出できる者であること。
(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(6) 適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免 除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、

11. そ の 他

- 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- 契約締結日までに令和7年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は本予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする場合がある。
- この一般競争に参加を希望するものは、適合条件を満たすことを証明する書類を令和7年4月2日（水）14：00までに提出しなければならない。
- 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和7年4月9日（水）までに、下記担当者必着分を有効とする。

- (7) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (8) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を持参すること。
受付時間 9:30～18:15 (12:00～13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス : naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp
メール件名 : 「件名:〇〇〇」 入札案内送信依頼
添付ファイル : 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
防衛省大臣官房会計課契約係 中島 電話 03-3268-3111 内線 20824

適合条件

1 条件

契約相手方は、次の条件を満たしていること。

(1) 事業者の要件

- a) ISO/IEC 27001(ISMS)を取得していること
- b) ISO9001 を取得していること
- c) クラウドベースのサイバー演習環境を構築し、防衛省サイバー関連部署に対し、演習実施および演習統裁のレクチャを実施した経験があること
- d) 防衛省サイバー関連部署に対しセキュリティ機材およびセキュリティ演習機材の導入・設計および運用を支援した経験があること
- e) 作業要員は、以下の資格を有する者を1名以上含むこと。

なお同一人がすべての資格を有することを求めるものではない。

- 1) CISSP
- 2) ネットワークスペシャリスト

2 提出書類

1の条件を満たすことが客観的に示されているもの（形式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示したうえで綴るものとする。）。

なお、提出書類に関する問い合わせは、提出期限前日の17時15分までとする。また、提出した証明書等について、官側が説明を求めたときはこれに応じなければならない。

提出された証明書等を審査の結果、当該案件を履行できると認められた者に限り入札の対象とする。

3 提出部数

1部

4 提出期限

4月2日（水）14：00

仕様書			
件 名	国際共同演習に係る会場設営及び撤去 役務	書番号	
		作成年月日	令和7年3月10日
		改正年月日	
		整備計画局サイバー整備課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、国際共同演習に係る会場設営及び撤去役務（以下「本役務」という。）について規定する。

1.2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、この仕様書と引用文書の規定が異なる場合、法令などを除き、この仕様書の規定が優先する。

- 1) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）
- 2) 東京都の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）

2 役務に対する要求

2.1 本役務の概要

- a) 役務の実施場所は、「会場及び宿舍の借上」により調達した、東京都千代田区二番町2 東京グリーンパレス（以下「施設」という。）地下1階とし、ふじ（以下「第1会場」という。）及びさくら（以下「第2会場」という。）の2箇所とする。
- b) 防衛省・自衛隊（以下「官」という。）、関係省庁、民間事業者その他の関係者を一堂に会して国際共同演習を実施するに当たり、次の役務を実施すること。
 - 1) 官品機材等及び施設が提供する机、椅子等を別図第1～別図第3に示す会場に配置するとともに、LANの仮設配線役務及び国際サイバー演習環境に接続するためのネットワーク機器の設定作業役務を実施すること。
 - 2) 演習終了後に、上記1)で仮設配線したLAN配線等の撤去役務を実施すること。

2.2 LANの敷設及び機器の設置・接続

- a) 本項に示すLANを敷設するに当たり、十分に現場調査を実施し、官の確認を得ること。
- b) 敷設するLANは、1,000Mbps以上の全二重通信であること。

- c) LANは、ギガビットイーサネット規格以上により実現し、L2スイッチ、L3スイッチ（以下「スイッチ」という。）、無線機器、有線機器及びVPNルータを用いた構成とすること。
- d) LANはルータ及び光回線終端装置（以下「ONU」という。）を経由し、インターネットに接続されるものとする。
- e) インターネット回線及びONUは別途調達で借り上げたものを使用することとし、特に記載が無い場合、それ以外の各種機器は別表に掲げる官品（以下「官品機器」という。）を使用すること。
- f) 第1会場及び第2会場についてそれぞれLANネットワーク（有線及び無線）を敷設し、国際サイバー演習環境に接続するためのネットワーク機器の設定作業を官側の指示のもとで行う。
 - 1) 別図第1に示す電気配管区画（以下「EPS」という。）から、第1会場（同会場内含む）及び第2会場（同会場内含む）においてネットワークの物理構成を設計し、LANケーブルを敷設する。
 - 2) 第1会場のLANは、合計端末170台分を目安とする。第2会場のLANは、合計端末30台分を目安とする。
 - 3) 第1会場から第2会場までの所要のLANケーブル及び第1・第2会場内で使用するための各10メートル40本のLANケーブルを準備すること（基準）。
- g) スイッチ及び機器の電源については、別図第1及び別図第2のとおり設置されたAC100Vの壁コンセントを使用することとし、不足するコンセント数は卓上電源タップ等に対応すること。卓上電源タップは官品機器を使用する。所要の電源タップは、ネットワーク機器1台当たり1口、端末1台当たり3口を用意すること。
- h) 施設管理者の所有する会議用机及び椅子並びに官品機器等を配置すること。その際のレイアウト図は別図第3を基準とすること。
- i) 敷設役務及び機器の設置並びに配線作業は官及び施設管理者と日時を調整することとし、役務実施前に官の立会担当官の確認を得ること。
- j) LANケーブルの敷設箇所は、床上にLANケーブルを敷設する箇所は適宜保護部材を使用するなど、転倒事故が起きないように留意すること。これに要する保護部材は、官品機器を使用するものとする。
- k) LANケーブルはc)の規格に対応したカテゴリのケーブル（コネクタを含む。）を使用することとし、同ケーブルは契約相手方が準備すること。

2.3 LAN及び機器撤去

- a) 契約相手方は、4.1b)で示す期間に2.2で敷設したネットワーク及び設置した官品機器等を撤去し、施設管理者の貸出し物品は当日の担当官及び施設管理者の指示により倉庫等に収納すること。
- b) 官側と協議の上で、撤去したLANケーブルは契約相手方が回収すること。

2.4 役務完了報告書

契約相手方は、役務完了後提出期限までに役務完了報告書を官に提出すること。

3 秘密保全

- a) 本役務の履行に当たり知り得た知識を漏えいし、又は他に転用してはならない。
- b) 携帯電話、パソコン及び可搬記憶媒体の持込みについては官と協議の上、その指示に従うこと。

4 履行期限及び履行場所

4.1 履行期限

- a) 全体
契約締結日から令和7年5月30日（金）
- b) 2.1及び2.2の履行時期
令和7年4月26日（土）9時以降で官と調整した日時まで
- c) 2.3の履行期限
令和7年5月9日（金）22時から10日（土）の官と調整した日時まで

4.2 履行場所

官の指定する場所

4.3 検査

検査は、本仕様書に基づき整備計画局サイバー整備課の支出負担行為担当官補助者が行う。

5 その他の指示

5.1 提出書類

表1に示す文書を指定の媒体で官に提出すること。

なお、表1に示す文書は、特に指定される場合を除き、官の確認を得るものとする。ま

た、当該文書の記載事項に齟齬が生じた場合は、速やかに該当箇所を修正し、官の承認を得ること。

電子媒体は Microsoft Word、Excel 及び PowerPoint 等を原則とし、それ以外のファイル形式を使用した場合は、PDF 形式に変換したものを添付すること。

表 1 提出書類

書類の名称	提出期限	部数	提出先	備 考
役務実施計画書	契約後役務実施前	電子媒体：1	防衛省整備計画局 サイバー整備課	L A Nの敷設及び国際サイバー演習の環境に接続するためのネットワーク機器の設定に係る役務実施計画
役務従事者名簿	契約後役務実施前			
機器のパラメータシート	納期	紙媒体：1 電子媒体：1		
役務完了報告書	納期まで	紙媒体：1 電子媒体：1		電子媒体に契約相手方が適切な電子署名を行った場合は紙媒体を省略することができる。

5.2 貸付品

本役務の遂行に当たり必要となる官の保有する文書等について官と調整の上、無償で貸付け又は閲覧することができる。貸付場所は、官が指定する場所とし、貸付期間は、契約期間中とする。

5.3 官における支援

本役務の履行に当たって必要な場合、契約担当官等を通じて、官が認める範囲内において、次に示す官の支援を無償で得ることができる。

a) 官の保有する関連器材の使用

- b) 搬入器材の保管
- c) 施設の水、電気の使用
- d) その他、官が必要と認めた事項

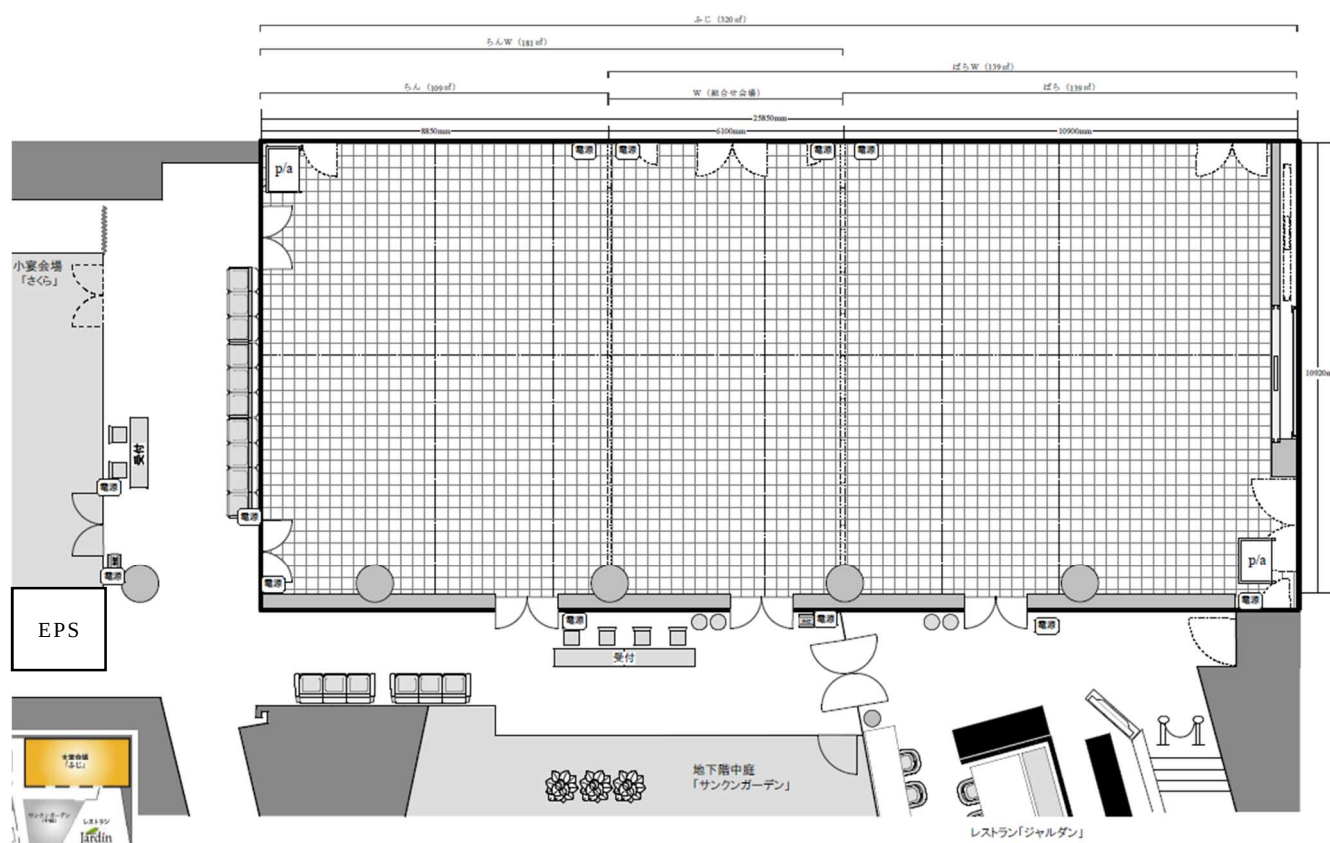
5.4 所有権

本役務により作成した成果物に関する所有権は、官に帰属する。ただし、通信の不具合等の瑕疵が発生した場合に早急に対応できるよう、契約相手方の責任により成果物の複写を保管することができる。

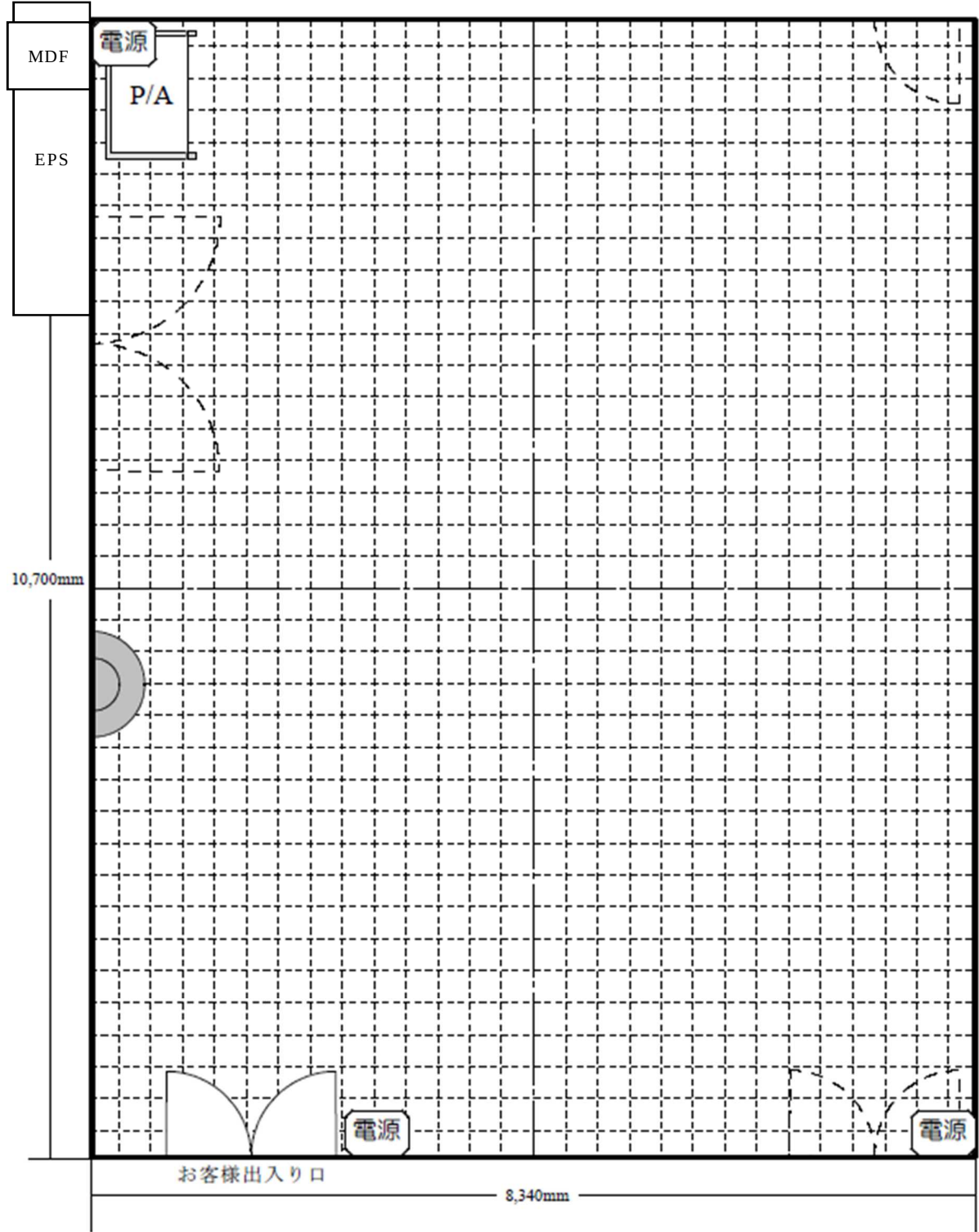
5.5 その他必要な事項

- a) 本役務の実施に当たり、官の指示に従うとともに、細部に渡り官と密接な連絡を保ち、作業が良好に、かつ安全に実施できるよう努めること。
- b) 技術的に当然実施すべき事項については、官と協議して実施すること。
- c) 本役務において使用する消耗品、搬入及び据付調整に使用する部品及び材料については、契約相手方の負担とする。
- d) 本役務で使用する物品等が、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。
- e) 役務従事者及び役務に要する資機材の輸送については、環境に配慮されたものとし、ディーゼル車を使用する場合は、東京都の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に規定するディーゼル車規制に適合する自動車を使用し、又は使用させること。また、使用させる自動車の自動車検査証（車検証）の提示を求めた場合、速やかに提示すること。
- f) 役務に要する資機材の搬出入作業に当たっては、防衛省においては庁舎管理者の、施設においては施設管理者の指示に従うこと。
- g) この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議し、その指示に従うものとする。

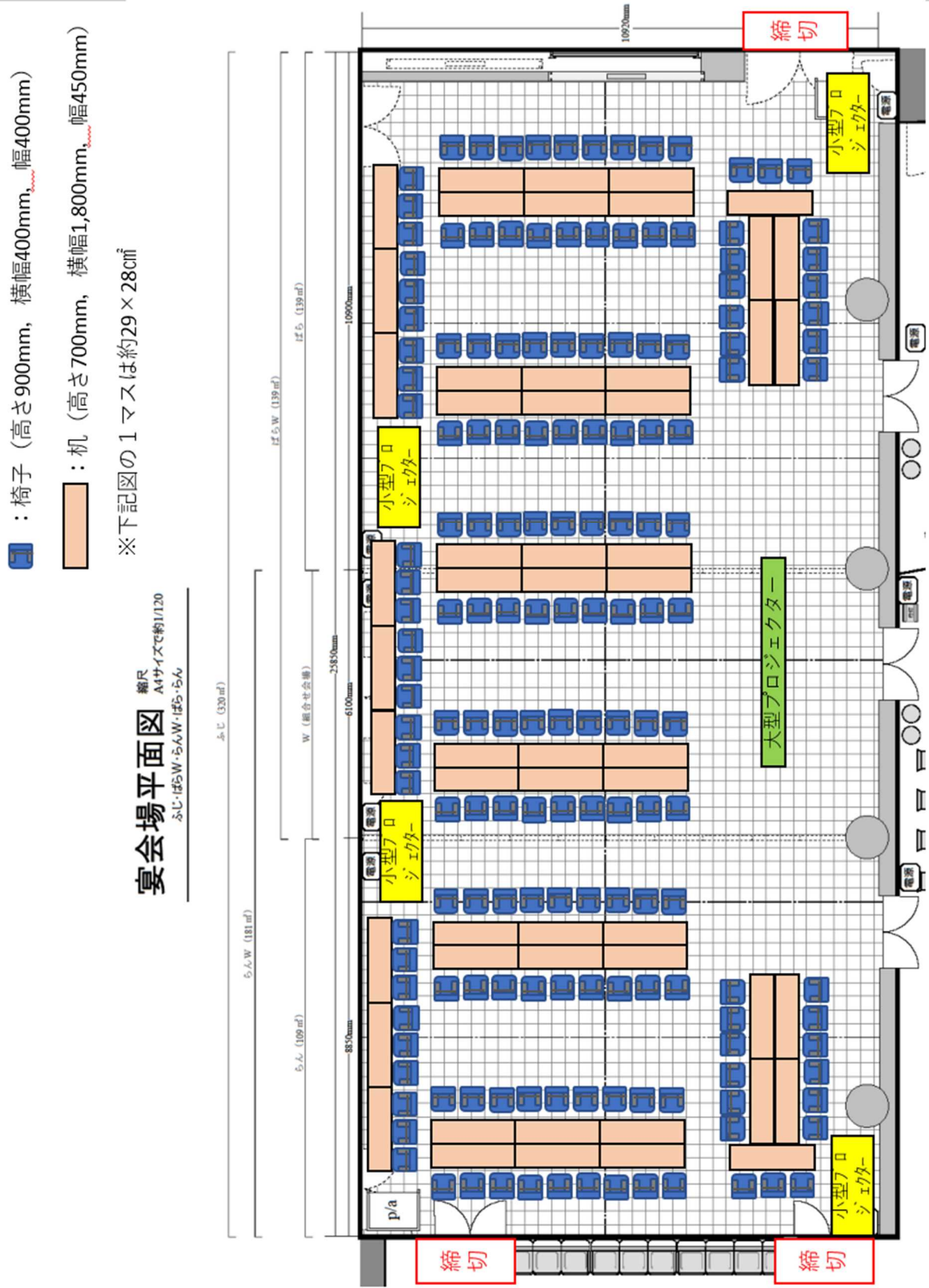
第1会場のフロア図



第 2 会場のフロア図



第1会場配置図（目安）



官品機器一覧表（目安）

No.	品名	数量	単位
1	C a t 6 L A Nケーブル（3 0 0m）	5	箱
2	L 2 スイッチ	6	台
3	L 3 スイッチ	18	台
4	L A Nケーブル工具キット	5	個
5	R J 4 5 コネクタ	10	袋
6	U S Bキーボード（英語配列）	15	個
7	U S Bキーボード（日本語配列）	70	個
8	U S B外付けD V Dドライブ	3	台
9	V P Nルータ	5	台
10	セキュリティワイヤ（ダイヤル錠）	79	個
11	電源タップ	75	個
12	ネットワーク対応ストレージ	1	台
13	ノート型パソコン	70	台
14	ノートパソコン収納キャビネット（キャスター付き）	4	台
15	ファイアウォール	2	台
16	ブルーL E D式有線3 ボタンマウス	70	個
17	無線L A Nアクセスポイント	13	台

※ノート型パソコンはすべてノート型パソコン収納キャビネットに格納する。